

議 案 書

令 和 5 年 3 月

第 1 回 定 例 会

松 山 市

目次

議案番号	件名	議決結果	ページ
議案 1	令和4年度松山市一般会計補正予算(第10号)		(議) 1
2	令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)		1 1
3	令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)		1 3
4	令和4年度松山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		1 5
5	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算(第5号)		1 7
6	令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算(第2号)		1 9
7	令和5年度松山市一般会計予算		(予) 1
8	令和5年度松山市競輪事業特別会計予算		1 5
9	令和5年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計予算		1 9
10	令和5年度松山市介護保険事業特別会計予算		2 3
11	令和5年度松山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算		2 7
12	令和5年度松山市駐車場事業特別会計予算		2 9
13	令和5年度松山市道後温泉事業特別会計予算		3 3
14	令和5年度松山市卸売市場事業特別会計予算		3 9
15	令和5年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算		4 3
16	令和5年度松山市鹿島観光事業特別会計予算		4 5
17	令和5年度松山市松山城観光事業特別会計予算		4 7
18	令和5年度松山市後期高齢者医療特別会計予算		5 1
19	令和5年度松山市公債管理特別会計予算		5 5
20	令和5年度松山市水道事業会計予算		(企) 1
21	令和5年度松山市簡易水道事業会計予算		4 5
22	令和5年度松山市工業用水道事業会計予算		9 3
23	令和5年度松山市下水道事業会計予算		1 2 7
24	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		(議) 2 1
25	松山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について		2 3
26	松山市合併振興基金条例の一部改正について		3 1
27	松山市立子規記念博物館条例の一部改正について		3 3
28	松山市国民健康保険条例の一部改正について		3 5

29	松山市軽費老人ホーム条例の廃止について		37
30	松山市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について		39
31	松山市安居島水道条例の一部改正について		43
32	松山市水道事業給水条例の一部改正について		45
33	松山市手数料条例の一部改正について		51
34	松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について		55
35	松山市自転車競走実施条例の一部改正について		57
36	包括外部監査契約の締結について		59
37	松山市辺地総合整備計画（令和5年度～令和9年度・旧中島町域）の策定について		61
38	ESCO事業契約の締結について（松山市庁舎本館設備更新型ESCO事業）		63
39	ESCO事業契約の締結について（松山市道路照明灯スマートライト事業（ESCO事業））		65
40	負担付きの寄附の受納について		67
41	訴訟の提起について		69
42	市有原動機付自転車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて		71
43	港湾施設での燃料ホース破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて		73
44	市道路線の認定及び廃止について		75
45	市営土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水）・浅海原地区）の施行について		95

(注) ページ欄中、(議)は議案書、(予)は別冊一般・特別会計予算書、(企)は別冊公営企業会計予算書を示す。

(後送予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部改正について		

(追加提出予定分)

議案番号	件名	議決結果	ページ
	監査委員の選任に関し同意を求めることについて		
	教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

議案第 1 号

令和 4 年度松山市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

令和 4 年度松山市一般会計補正予算 (第 1 0 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 2 9 5, 4 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 5, 6 6 5, 7 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		68,032,000 千円	940,000 千円	68,972,000 千円
	1 市民税	29,999,000	740,000	30,739,000
	6 事業所税	1,725,000	200,000	1,925,000
12 地方交付税		20,332,000	813,000	21,145,000
	1 地方交付税	20,332,000	813,000	21,145,000
14 分担金及び負担金		817,291	2,440	819,731
	1 分担金	41,889	2,440	44,329
16 国庫支出金		58,796,714	796,641	59,593,355
	1 国庫負担金	41,019,295	417,609	41,436,904
	2 国庫補助金	17,650,014	379,032	18,029,046
17 県支出金		18,813,793	168,200	18,981,993
	1 県負担金	11,649,169	35,000	11,684,169
	2 県補助金	5,921,941	133,200	6,055,141
18 財産収入		86,080	38,071	124,151
	1 財産運用収入	42,538	38,071	80,609
19 寄附金		800,000	172,243	972,243
	1 寄附金	800,000	172,243	972,243

20 繰入金		15,122,230	250,000	15,372,230
22 諸収入	1 基金繰入金	15,097,486	250,000	15,347,486
		9,113,883	55,633	9,169,516
	4 雑入	4,392,698	55,633	4,448,331
23 市債		10,532,800	1,059,200	11,592,000
	1 市債	10,532,800	1,059,200	11,592,000
	歳 入 合 計	221,370,282	4,295,428	225,665,710

歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費			16,314,243 千円	905,423 千円	17,219,666 千円
	1 総務管理費		11,592,345	848,891	12,441,236
	2 徴税費		2,313,715	56,532	2,370,247
3 民生費			106,751,116	145,852	106,896,968
	1 社会福祉費		48,219,037	145,852	48,364,889
4 衛生費			27,225,813	658,351	27,884,164
	1 保健衛生費		5,338,092	658,351	5,996,443
6 農林水産業費			2,966,378	82,031	3,048,409
	2 農業土木費		1,032,259	82,000	1,114,259
	3 林業費		319,206	31	319,237

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		10,476,330 千円	435,503 千円	10,911,833 千円
	1 商工費	8,171,203	429,503	8,600,706
	2 観光費	2,305,127	6,000	2,311,127
8 土木費		16,915,110	776,824	17,691,934
	2 道路橋梁費	3,193,553	229,960	3,423,513
	4 港湾費	309,944	289,281	599,225
	5 都市計画費	9,590,667	256,881	9,847,548
	7 公園緑地費	653,071	702	653,773
9 消防費		5,784,035	15,000	5,799,035
	1 消防費	5,784,035	15,000	5,799,035
10 教育費		16,461,055	1,276,444	17,737,499
	1 教育総務費	2,034,692	300,000	2,334,692
	2 小学校費	3,315,352	889,529	4,204,881
	4 幼稚園費	236,414	56,915	293,329
	5 社会教育費	2,787,473	30,000	2,817,473
歳出	合計	221,370,282	4,295,428	225,665,710

第2表 継続費補正（松山市一般会計）

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	素長壽命化改良事業 驚公民館	千円		千円			
			107,000	令和4年度	43,000	128,000	令和4年度	43,000
				令和5年度	64,000	令和5年度	85,000	

第3表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
北条ふるさと館指定管理委託	令和3年度～令和8年度	173,100	令和3年度～令和8年度	176,200
安岡避難地指定管理委託	令和3年度～令和8年度	15,500	令和3年度～令和8年度	16,100
坂の上の雲ミュージアム指定管理委託	令和元年度～令和6年度	440,000	令和元年度～令和6年度	449,300
河野別府公園等指定管理委託	令和3年度～令和8年度	28,600	令和3年度～令和8年度	30,300
松山市青少年センター指定管理委託	平成30年度～令和5年度	340,600	平成30年度～令和5年度	346,500
子規記念博物館指定管理委託	令和元年度～令和6年度	659,500	令和元年度～令和6年度	673,700
別府第一市民運動広場等指定管理委託	平成30年度～令和5年度	148,400	平成30年度～令和5年度	149,000

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
河野別府公園市民グラウンド等 指定管理委託	令和3年度～令和8年度	37,700 千円	令和3年度～令和8年度	39,000 千円

第4表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市民会館改修事業	10,000千円
		総合コミュニケーションセンター建物改修事業	50,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設建設補助事業	200,000
		送迎バス安全装置設置支援事業(児童発達支援事業所等)	40,000
	2 児童福祉費	送迎バス安全装置設置支援事業(私立保育所等)	30,000
		公立保育所整備事業	10,000
4 衛生費	1 保健衛生費	共同給水施設補助事業	20,000
		水道事業会計出資金	20,000
		斎場整備事業	60,000
		保健所・消防合同庁舎改修事業	20,000
		妊娠・出産支援事業	330,000
6 農林水産業費	2 農業土木費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,380,000
		ごみ処理施設運営管理事業	10,000
		土地改良事業	210,000
7 商工費	1 商業工業費	団体営土地改良事業	70,000
		林道整備事業	60,000
		漁港整備事業	220,000
7 商工費	1 商業工業費	商工振興費国庫補助金等精算返納事業	30,000

款	項	事	業	名	金額	
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	耐震改修等補助事業			50,000 千円	
					2 道 路 橋 梁 費	1,660,000
					3 河 川 費	480,000
					5 都 市 計 画 費	150,000
						40,000
		松山広域都市計画変更調査事業			60,000	
		都市計画整備事業			120,000	
		都市開発支援事業			10,000	
		松山駅周辺整備事業			670,000	
		街路整備事業			310,000	
		下水道事業会計負担金			50,000	
		都市公園整備事業			60,000	
		市営住宅建設事業			200,000	
9 消 防 費	1 消 防 費	消防施設整備事業			10,000	
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設整備事業			1,230,000	
		3 中 学 校 費	中学校施設整備事業		270,000	
		4 幼 稚 園 費	幼稚園施設整備事業		70,000	
		5 社 会 教 育 費	公民館施設整備事業		100,000	
		6 保 健 体 育 費	調理場維持管理事業		10,000	
			中央公園施設整備事業		20,000	
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農林土木災害復旧事業			300,000	

第5表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省，地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和4年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。 	年5% 以内 (ただし，利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て，利率の 見直しを 行った後に おいては， 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還，償還期限の短縮 又は低利償に借換えす ることができる。 財務省，地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の償還条件に抵 触するときは，その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	770,000	同上	同上	同上	880,000	同上	同上	同上
	1,210,000	同上	同上	同上	同上	1,260,000	同上	同上
	50,000	同上	同上	同上	同上	270,000	同上	同上
	760,000	同上	同上	同上	同上	1,400,000	同上	同上
道路建設等事業								
都市計画事業								
港湾等建設事業								
義務教育施設整備事業								

議案第2号

令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

款		項		事業名	金額
競輪	費	1	開催費		
1	競輪	費	1	施設維持管理事業	20,000 千円

議案第3号

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,294,206千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		277,671 千円	597,117 千円	874,788 千円
	1 繰越金	277,671	597,117	874,788
9 財産収入		0	925	925
	1 財産運用収入	0	925	925
歳入	合計	52,696,164	598,042	53,294,206

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	598,042 千円	598,042 千円
	1 基金積立金	0	598,042	598,042
歳出	合計	52,696,164	598,042	53,294,206

議案第4号

令和4年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追加

款		項		事	業	名	金 額		
1 駐 車 場 費	1 駐 車 場	1 駐 車 場	費						
1 駐	車	場	費	1	駐	車	場	費	10,000 千円

議案第5号

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正 (松山市卸売市場事業特別会計)

1 追加

款	項	事業名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場事業費	青果部市場施設整備事業	20,000 千円
		市場市況システム機器更新事業	10,000
		水産物部市場施設整備事業	10,000

議案第6号

令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

款		項		事業名	金額
2	松山城管理費	1	松山城管理費	松山城復興建造物等調査・改修事業	30,000 千円

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和43年条例第42号)の一部を次のように改正する。

付則第17項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第45号)の一部を次のように改正する。

付則第7項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

市長等の給与の減額措置を引き続き行うため、本案を提出する。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
松山市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

記

松山市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 実施機関の名称及び個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に規定する場合において、緊急やむを得

ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、若しくは廃止し、又は同項の規定により届け出た事項を変更した日以後に同項の規定による届出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第1条に規定する松山市文書法制審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報については、適用しない。

（帳簿の作成及び閲覧）

第4条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を取りまとめた帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、あらかじめ、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号）別表に定める手数料を現金又は市長が定める方法により市に納めなければならない。この場合における同表の規定の適用については、同表中「行政情報」とあるのは、「保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書」とする。

3 市長及び公営企業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料又は個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(審議会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審議会の調査権限)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審議会に諮問した実施機関(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規

定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審議会は、第9条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(会議の非公開)

第12条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について審査等を行う審議会の会議は、公開しない。

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年1回、法による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市長の調整)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いについて、報告を求め、又は助言することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(松山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第13条第2項又は第50条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う公の施設の管理の業務に従事していた者

(個人情報取扱事務の届出に関する経過措置)

第4条 付則第2条の規定の施行の際現に旧条例第6条第1項又は第2項の規定によりされている個人情報取扱事務の届出は、第3条第1項の規定によりされた届出とみなす。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 付則第2条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

2 付則第2条の規定の施行の日前にされた旧実施機関の開示決定等（旧条例第21条第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第31条第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第39条第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は付則第2条の規定の施行の日前にされた旧条例

請求に係る旧実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第58条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を付則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 付則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は付則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者

(2) 付則第3条第2号及び第3号に掲げる者

第7条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を付則第2条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 前2条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第9条 偽りその他不正の手段により、旧条例第20条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を付則第2条の規定の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第10条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(松山市情報公開条例の一部改正)

第11条 松山市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（消防長を含む。）、公営企業管理者」を「、公営企業管理者、消防長」に改める。

第7条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」

という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第20条第1項中「実施機関は、」を削り、「ときは」の次に「、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は」を加える。

(松山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 前条の規定の施行前に松山市情報公開条例(以下「公開条例」という。)第6条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)がされた場合における当該請求に係る手続については、前条の規定による改正後の公開条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 前条の規定の施行前にされた公開決定等(公開条例第12条第1項本文に規定する公開決定等をいう。)又は公開請求に係る不作為に対する審査請求については、前条の規定による改正後の公開条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(松山市文書法制審議会条例の一部改正)

第13条 松山市文書法制審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び松山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号)」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条第1項第1号中「第2条第1号及び第3号」を「第2条各号」に改め、同項第2号中「松山市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律及び松山市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「及び第3号」を削り、同項第3号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

(松山市債権管理条例の一部改正)

第14条 松山市債権管理条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)」を「松山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号)」に改める。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、開示決定等の期限その他必要な事項を定め

るため、本案を提出する。

議案第26号

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市合併振興基金条例の一部改正について

松山市合併振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市合併振興基金条例の一部を改正する条例

松山市合併振興基金条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

合併振興基金の処分に係る規定を定めるため、本案を提出する。

議案第 27 号

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市立子規記念博物館条例の一部改正について

松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市立子規記念博物館条例の一部を改正する条例

松山市立子規記念博物館条例（昭和 55 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条」を「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「法第 20 条第 1 項」を「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項」に改める。

第 17 条中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

博物館法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の15中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の改正に伴い出産育児一時金の額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるため、本案を提出する。

議案第29号

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市軽費老人ホーム条例の廃止について

松山市軽費老人ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。

記

松山市軽費老人ホーム条例を廃止する条例

松山市軽費老人ホーム条例（昭和54年条例第11号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

軽費老人ホーム恵原荘を廃止するため、本案を提出する。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
松山市避難行動要支援者名簿に関する条例を次のように定める。

記

松山市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難行動要支援者に対する円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者として規則で定めるもののうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第3条 名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長と名簿情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生等に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、前条の規定により協定を締結した避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 前条の規定による名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、提供を受けた名簿情報について、保管場所を施錠すること、必要以上に複製しないことその他情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 名簿情報の提供を受けた者又は当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 名簿情報の提供を受けた者若しくは当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、第3条の規定により締結した協定の内容が遵守されていることを確認するため必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者に対し、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に市長と避難支援等関係者との間で締結された名簿情報の取扱いに関する協

定は、第3条の規定に基づき締結された協定とみなす。

- 3 施行日前に災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき市長が提供した名簿情報は、第4条の規定に基づき提供された名簿情報とみなす。

(提案理由)

避難行動要支援者の名簿情報を引き続き関係者に提供することにより、災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援等を行うため、本案を提出する。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安居島水道条例の一部改正について

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市安居島水道条例の一部を改正する条例

松山市安居島水道条例（平成16年条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表中「785円」を「990円」に、「39円」を「56円」に、「272円」を「283円」に、「278円」を「288円」に、「283円」を「291円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和5年4月分として徴収する利用料金から適用し、同月前の月分として徴収する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の検針の日からその直前の検針の日までの期間に係る利用料金のうち、令和5年4月分として徴収する利用料金については、この条例による改正前の別表の規定を適用する。

（提案理由）

松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るため、本案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業給水条例の一部改正について

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松山市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（別紙のとおり）

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（第 3 項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、令和 5 年 4 月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、令和 5 年 4 月分及び 5 月分として徴収する水道料金については、この条例による改正前の別表第 1 の規定を適用する。

（提案理由）

水道料金を改定するため、本案を提出する。

(別紙)

別表第1 (第24条関係)

区 分	メーターの口径	基本料金 (月額)	従量料金 (月額)					
			用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき	
上水道	13・20ミリメートル	990円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	56円	
	25ミリメートル	2,530円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	162円	
	30ミリメートル	3,740円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	241円	
	40ミリメートル	6,600円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	267円	
	50ミリメートル	10,780円			第5段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	283円	
	75ミリメートル	25,080円			第6段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	288円	
	100ミリメートル	45,430円			第7段	500立方メートルを超える分	291円	
	150ミリメートル	101,310円			25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	195円
	150ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。					第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	241円

	50ミリメートル	4,610円			第5段	50立方メートルを超える分	162円
	50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	147円
					第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円
					第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円
					第4段	50立方メートルを超える分	162円
中島地区	13・20ミリメートル	1,728円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	75円
	25ミリメートル	2,828円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	320円
	30ミリメートル	3,981円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
	40ミリメートル	5,657円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円
	50ミリメートル	9,428円			第5段	50立方メートルを超える分	430円

	75ミリメートル	18,857円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	320円
	75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
		第3段		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円	
		第4段		50立方メートルを超える分	430円	

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 124 号の 4 ア(ア) a の表を次のように改める。

建て方及び住棟の 総戸数	手数料		
	(1) 低炭素化法第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基 準の適合性に関 し、住宅品質確 保法第 5 条第 1 項に規定する登 録住宅性能評価 機関（以下「登 録住宅性能評価 機関」という。 ）の技術的審査 を受けている場 合又は住宅品質 確保法第 6 条第 1 項に規定する 設計住宅性能評 価書（以下「設 計住宅性能評価 書」という。） の交付を受けて いる場合	(2) 建築物エネル ギー消費性能基 準等を定める省 令（平成 28 年 経済産業省・国 土交通省令第 1 号）第 10 条第 2 号イ(2)及び ロ(2)に掲げる 基準による審査 の場合	(3) (1)及び(2)の 場合以外の場合
一戸建ての住宅	5,500円	19,200円	37,800円

共同住宅等	1戸	5,500円	19,200円	37,800円
	2戸以上 5戸以内	10,800円	35,900円	76,000円
	6戸以上 10戸以内	18,200円	51,900円	106,900円
	11戸以上 25戸以内	30,100円	74,500円	150,300円
	26戸以上 50戸以内	50,300円	112,500円	215,900円
	51戸以上 100戸以内	89,900円	170,500円	309,700円
	101戸以上 200戸以内	142,700円	243,600円	420,400円
	201戸以上 300戸以内	181,400円	315,900円	552,100円
	301戸以上	195,200円	360,800円	649,400円

第2条第1項第124号の9ア(ア)の表を次のように改める。

建て方、住棟の総戸数及び床面積の合計		手数料		
		(1) 建築物省エネ法第35条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けている場合又は設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査の場合	(3) (1)及び(2)の場合以外の場合
一戸建ての住宅	200平方メートル未満	5,500円	19,200円	37,300円
	200平方メートル以上	5,500円	20,700円	41,600円

共同住宅等	1戸	200平方メートル未満	5,500円	19,200円	37,300円
		200平方メートル以上	5,500円	20,700円	41,600円
	2戸以上4戸以下		10,700円	35,900円	74,900円
	5戸以上15戸以下		22,300円	62,000円	124,900円
	16戸以上45戸以下		49,500円	112,300円	212,700円
	46戸以上		88,500円	170,100円	305,200円

第2条第1項中第143号を第143号の2とし、第142号の次に次の1号を加える。

(143) 建築物の容積率の特例認定申請手数料（法第52条第6項第3号関係） 1件につき 27,000円

第2条第1項第144号中「隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「33,000円」を「160,000円」に改め、同項第148号中「第55条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項中第152号を第152号の2とし、第151号を第152号とし、第150号の次に次の1号を加える。

(151) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料（法第58条第2項関係）

1件につき 160,000円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第124号の4ア(7) a の表及び同項第124号の9ア(7)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

誘導仕様基準に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等及び建築基準法の改正に伴う建築物の容積率の特例認定申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

議案第 34 号

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部改正について
松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例
松山市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例（令和 2 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「令和 9 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の設置を 1 年延長するため、本案を提出する。

議案第 35 号

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市自転車競走実施条例の一部改正について

松山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

松山市自転車競走実施条例（昭和 37 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、競技場以外の法第 4 条第 5 項に規定する競輪場において開催することができる。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

他の競輪場で競輪を開催できる規定を定めるため、本案を提出する。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 令和5年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 令和5年4月1日
4. 契約の金額 11,132,000円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。
ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市南吉田町
氏名 武智 弘泰
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令(抄)

(包括外部監査契約を締結しなければならない市)

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第 37 号

令和 5 年 2 月 17 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市辺地総合整備計画（令和 5 年度～令和 9 年度・旧中島町域）の策定について
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37
年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、松山市辺地総合整備計画（令和 5 年度～令
和 9 年度・旧中島町域）を別冊のとおり策定する。

（提案理由）

松山市辺地総合整備計画（平成 30 年度～平成 34 年度・旧中島町域）の計画期間経過
に伴い、新たに松山市辺地総合整備計画を策定するため、本案を提出する。

（参 照）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抄）

（総合整備計画の策定等）

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会
の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総
合整備計画」という。）を定めることができる。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

E S C O事業契約の締結について

(松山市庁舎本館設備更新型E S C O事業)

次のとおりE S C O事業契約を締結する。

記

1. 事業名 松山市庁舎本館設備更新型E S C O事業
2. 事業場所 松山市二番町四丁目7番地2 (松山市庁舎本館)
3. 事業内容 空調設備及び照明設備等の設計, 施工並びに省エネルギー量の計測
及び検証業務 ほか
4. 契約の相手方 代表者 松山市山越四丁目5番8号
ダイキンエアテクノ株式会社 四国支店
四国支店長 宮下 博臣
構成員 松山市井門町190番地1
株式会社戒田商事
代表取締役 戒田 暁信
構成員 松山市畑寺四丁目12番20号
松山電設工業株式会社
代表取締役 村上 誠
5. 契約金額 4億9,500万円
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 事業期間 契約締結の日から令和9年6月30日まで

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負を含む契約であるから、条例の定めるところによりE S C O事業契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

ESCO事業契約の締結について

(松山市道路照明灯スマートライト事業 (ESCO事業))

次のとおりESCO事業契約を締結する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 事業名 | 松山市道路照明灯スマートライト事業 (ESCO事業) |
| 2. 事業場所 | 松山市内一円 |
| 3. 事業内容 | 道路照明灯のスマートライト化, 維持管理業務 ほか |
| 4. 契約の相手方 | 代表者 香川県高松市今里町二丁目11番6号
岩崎電気株式会社四国営業所
所長 真木 聡
構成員 松山市南高井町1289番地4
株式会社アクセル松山
代表取締役社長 関本 栄
構成員 松山市六軒家町1番13号
株式会社四電工 愛媛支店
常務執行役員支店長 仲口 義洋
構成員 香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介
構成員 松山市南江戸一丁目1番18号
新玉電気工事株式会社
代表取締役 東方 健 |
| 5. 契約金額 | 4億6,271万7,200円 |
| 6. 契約方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 7. 事業期間 | 契約締結の日から令和19年3月31日まで |

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負を含む契約であるから、条例の定めるところによりE S C O事業契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納する。

記

1. 寄附の目的

松山市坂の上の雲ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)に、子どもたちが本に親しむことで、過去を学び、現在を考え、未来を切り開く豊かな感性と創造力を育むための施設を整備する。

2. 寄附を受ける建物等

(1) ミュージアムの増設工事により、一体となる次の建物

鉄筋コンクリート造地上1階建 建物1棟

建築面積 約150平方メートル

延床面積 約150平方メートル

所在地 松山市一番町三丁目20番地

(2) 前号の建物に係る附帯設備 一式

3. 寄附者

大阪市北区豊崎二丁目5番23号

株式会社 安藤忠雄建築研究所

代表取締役 安藤 忠雄

4. 寄附の条件

(1) 本市は、2の建物等について、本市の公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)であるミュージアムと一体のものとして、子どもたちが本に親しむことで、過去を学び、現在を考え、未来を切り開く豊かな感性と創造力を育むための施設を設置する。

(2) 本市が前号の施設を設置できなかったときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができる。

(提案理由)

負担付きの寄附を受納するため、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設をいう。)を設けるものとする。

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

(1) 原告 松山市

(2) 被告 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

株式会社 ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

2 事件名 損害賠償請求事件

3 事件内容

被告は、松山南学校給食共同調理場外108施設で使用する電気の調達契約を令和3年10月1日から履行していたが、電気を調達できる見込みがなくなったことから令和4年4月30日をもって本調達契約の解除をした。

このことに伴い、市は、別の事業者と電気の調達契約を締結することを余儀なくされたため、電気料金の負担が新たに生じ、8,996万1,373円の損害を受けた。

よって、市は被告に対し、上記損害額の賠償を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、市に対し、8,996万1,373円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴訟の提起について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市有原動機付自転車による交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市有原動機付自転車による交通事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

令和4年1月11日午前8時5分頃、松山市三番町六丁目8番地7地先において、国保・年金課所属 運転の原動機付自転車が相手方の原動機付自転車に追突し、損害（物損・人身）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として2,680,813円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市有原動機付自転車による交通事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、

和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

港湾施設での燃料ホース破損事故の損害賠償額を和解により定めることについて
港湾施設での燃料ホース破損事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方 松山市高浜町五丁目2259番地1 松山観光港ターミナル内

石崎汽船株式会社

代表取締役 清水 一郎

2. 事故の概要

令和4年9月19日午後7時頃、松山市高浜町五丁目2259番地1において、港湾施設維持管理業務中に、空港港湾課港務所所属の 及び が下ろした連絡橋が相手方の燃料ホースに接触したことにより、損害（物損）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として1,971,860円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

(提案理由)

港湾施設での燃料ホース破損事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定及び廃止について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 210号線	針田町	針田町	
2	市道 清水 165号線	姫原三丁目	姫原三丁目	
3	市道 桑原 292号線	東野四丁目	東野四丁目	
4	市道 桑原 293号線	東野四丁目	東野四丁目	
5	市道 垣生 211号線	東垣生町	東垣生町	
6	市道 久米 261号線	福音寺町	福音寺町	
7	市道 久米 262号線	福音寺町	福音寺町	
8	市道 久米 263号線	来住町	来住町	
9	市道 石井 549号線	越智三丁目	越智三丁目	
10	市道 石井 550号線	和泉南二丁目	和泉南二丁目	
11	市道 垣生 212号線	東垣生町	東垣生町	
12	市道 石井 551号線	古川南三丁目	古川南三丁目	

2. 次の市道路線を廃止する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
13	市道 石井 127号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1 4	市道 石井 1 2 8 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
1 5	市道 石井 1 2 9 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
1 6	市道 石井 1 3 0 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
1 7	市道 石井 1 3 1 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
1 8	市道 石井 1 3 2 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
1 9	市道 石井 1 3 3 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 0	市道 石井 1 3 4 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 1	市道 石井 1 3 5 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 2	市道 石井 1 3 6 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 3	市道 石井 1 3 7 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 4	市道 石井 1 3 8 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 5	市道 石井 1 3 9 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 6	市道 石井 1 4 0 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 7	市道 石井 1 4 1 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 8	市道 石井 1 4 2 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
2 9	市道 石井 1 4 3 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
3 0	市道 石井 1 4 4 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	
3 1	市道 石井 1 4 5 号線	和泉南五丁目	和泉南五丁目	

(提案理由)

図面番号第 1 ～ 1 0 号は都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為の許可に基づき建設

された道路で、同法第39条の規定に伴い、第11号は空港周辺環境整備事業に伴い、第12号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道認定するもので、第13～31号は市営住宅の建替に伴い、市道の廃止をするため、道路法第8条及び第10条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

道路法 (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

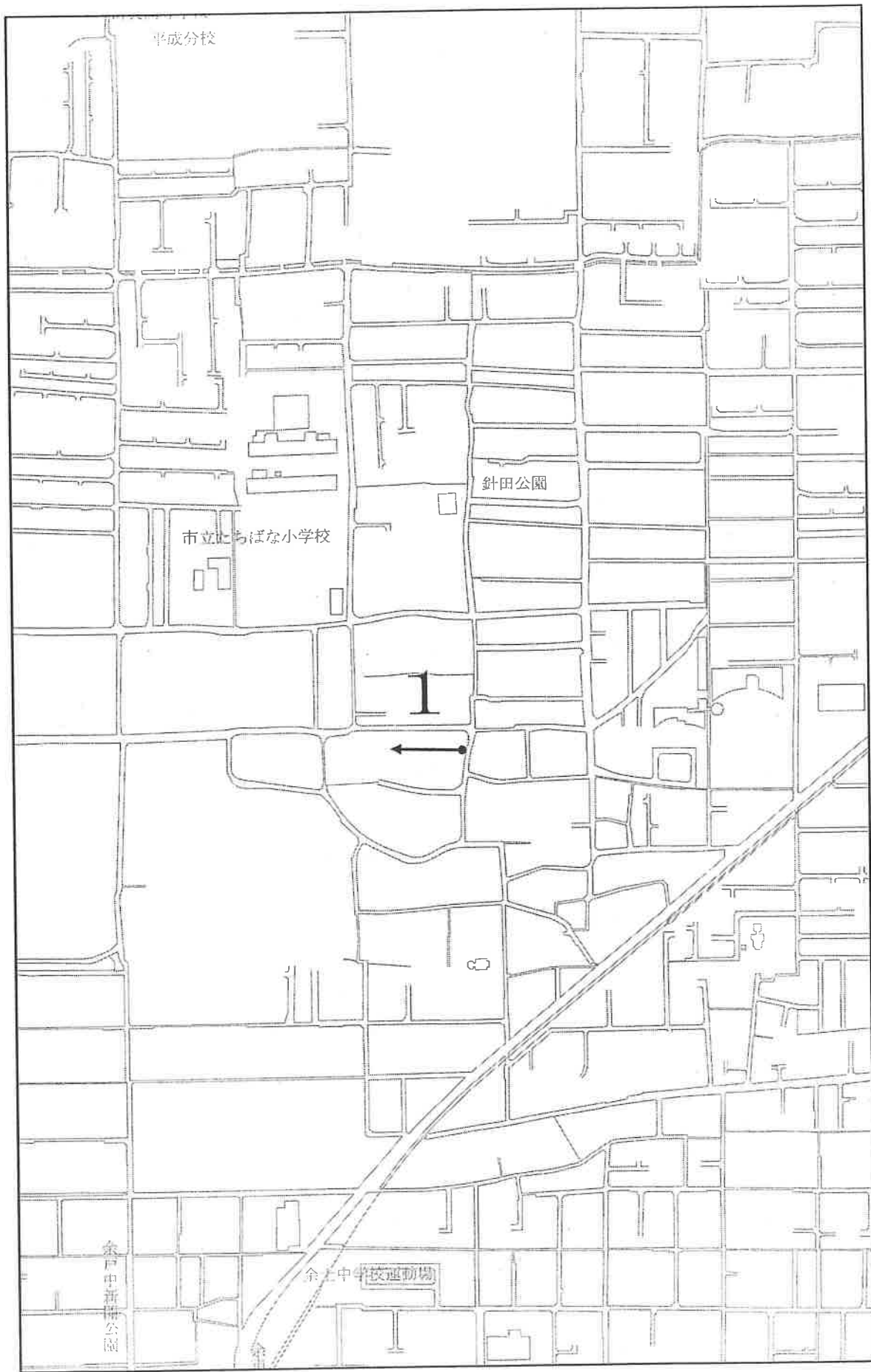
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

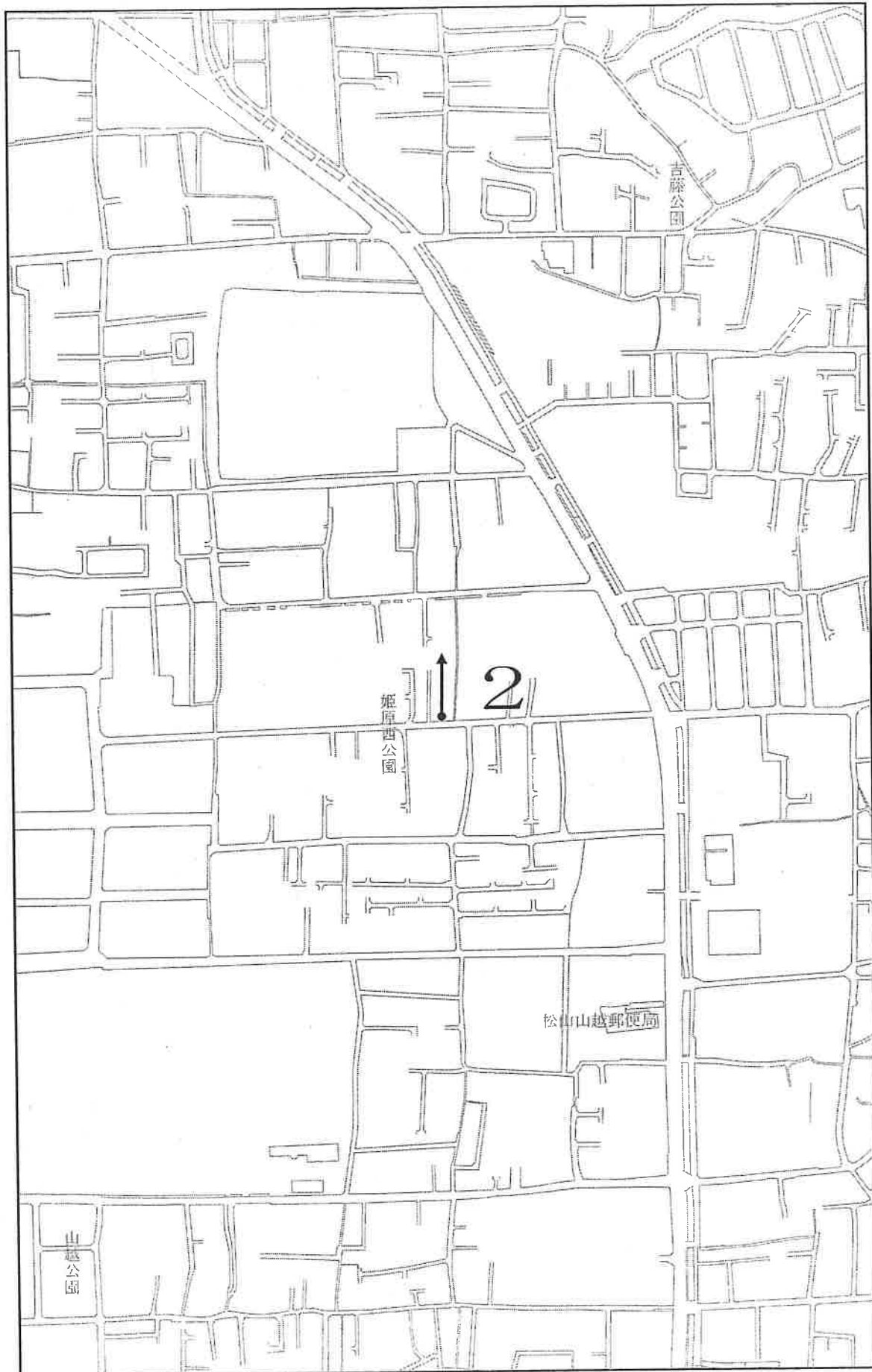
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止

することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



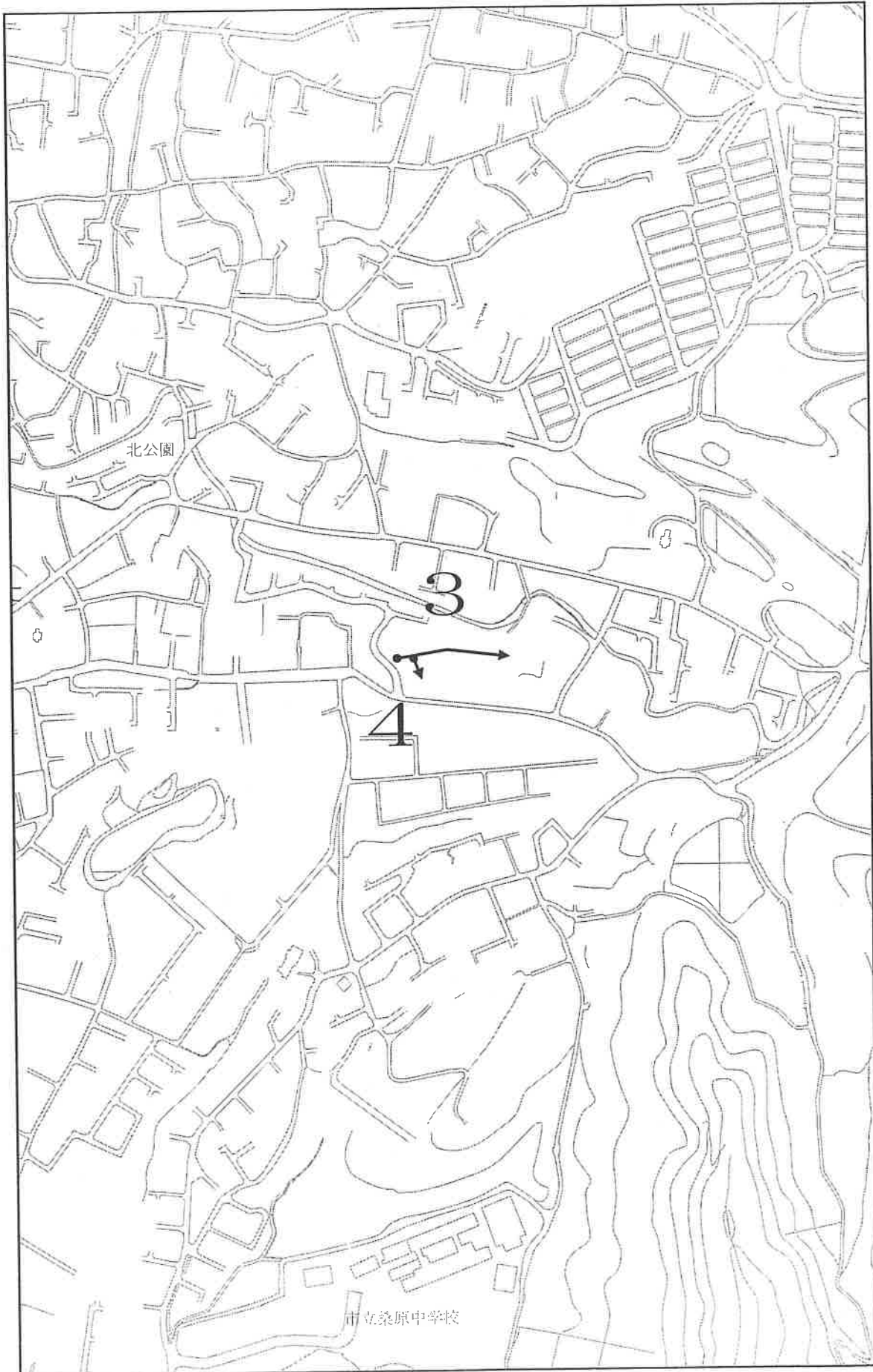


姫屋西公園

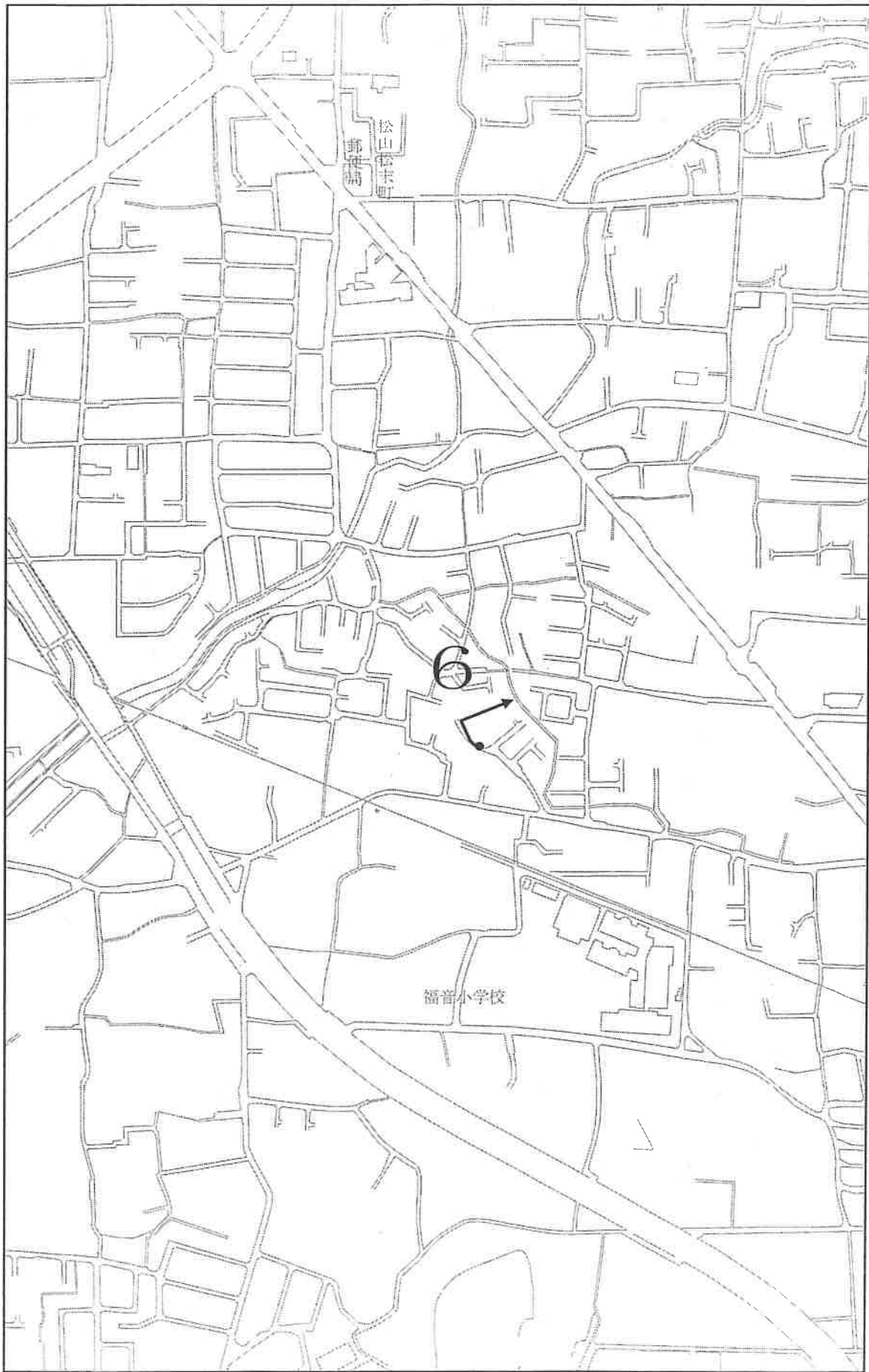
2

松山山越郵便局

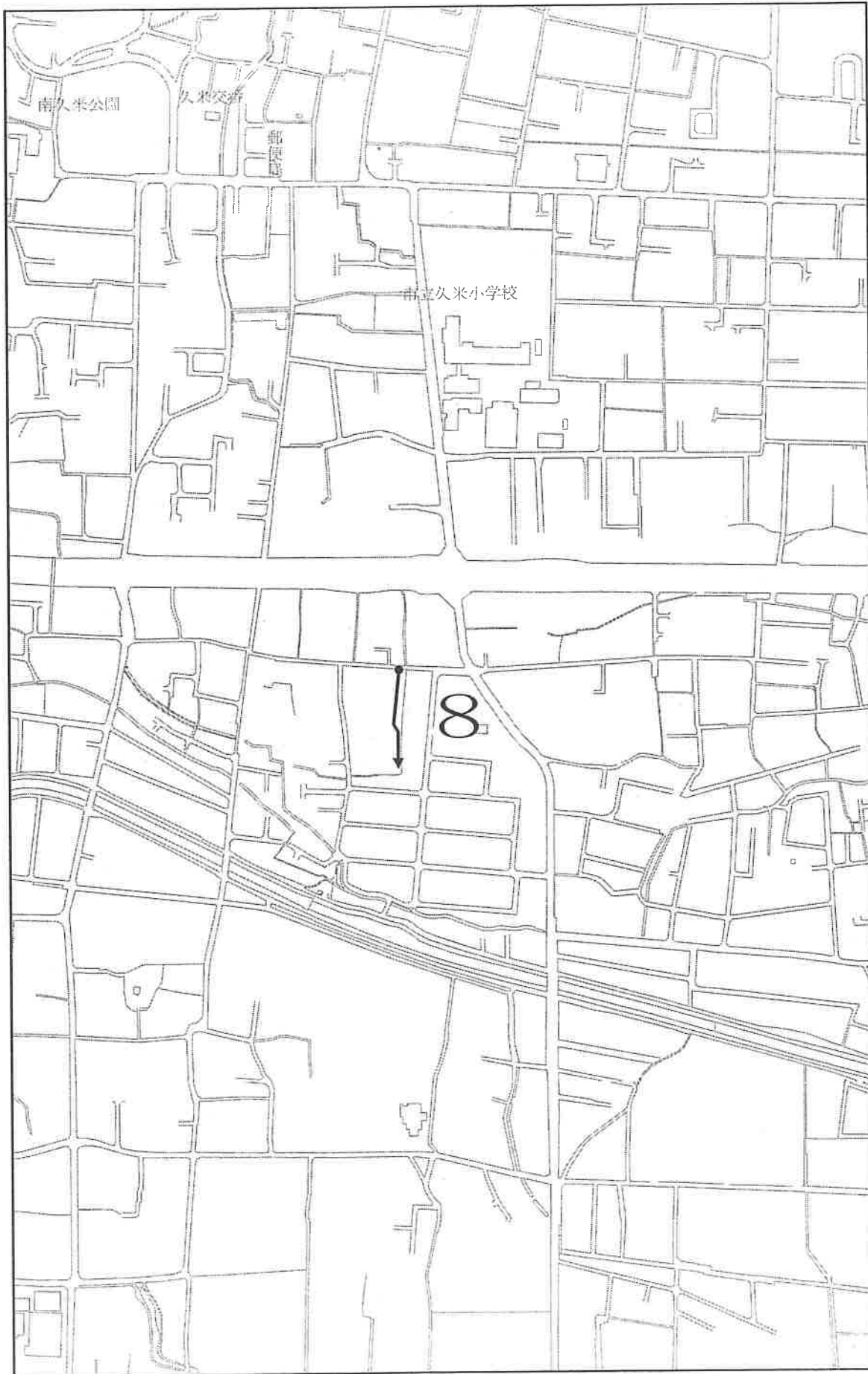
山越公園

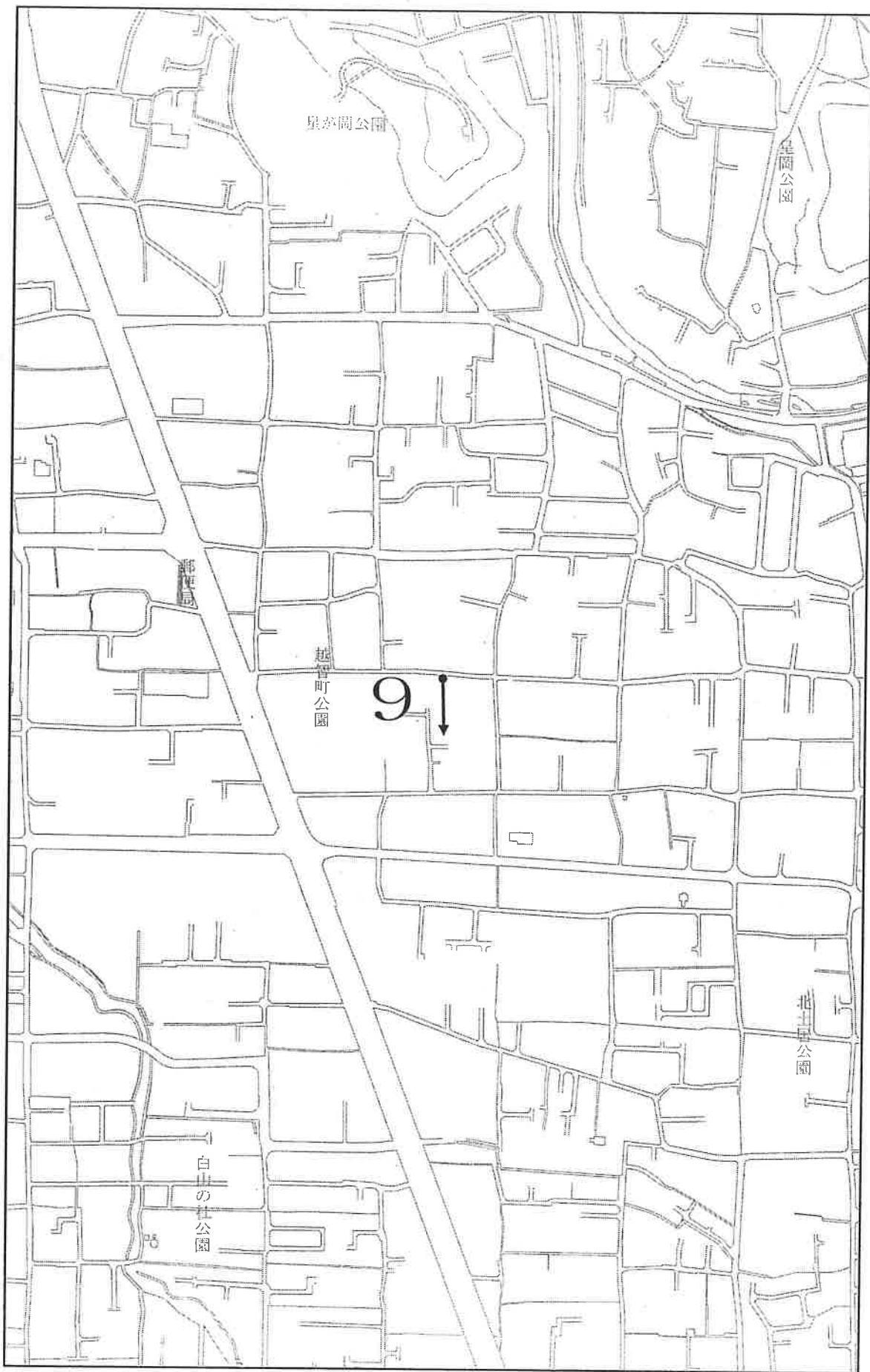


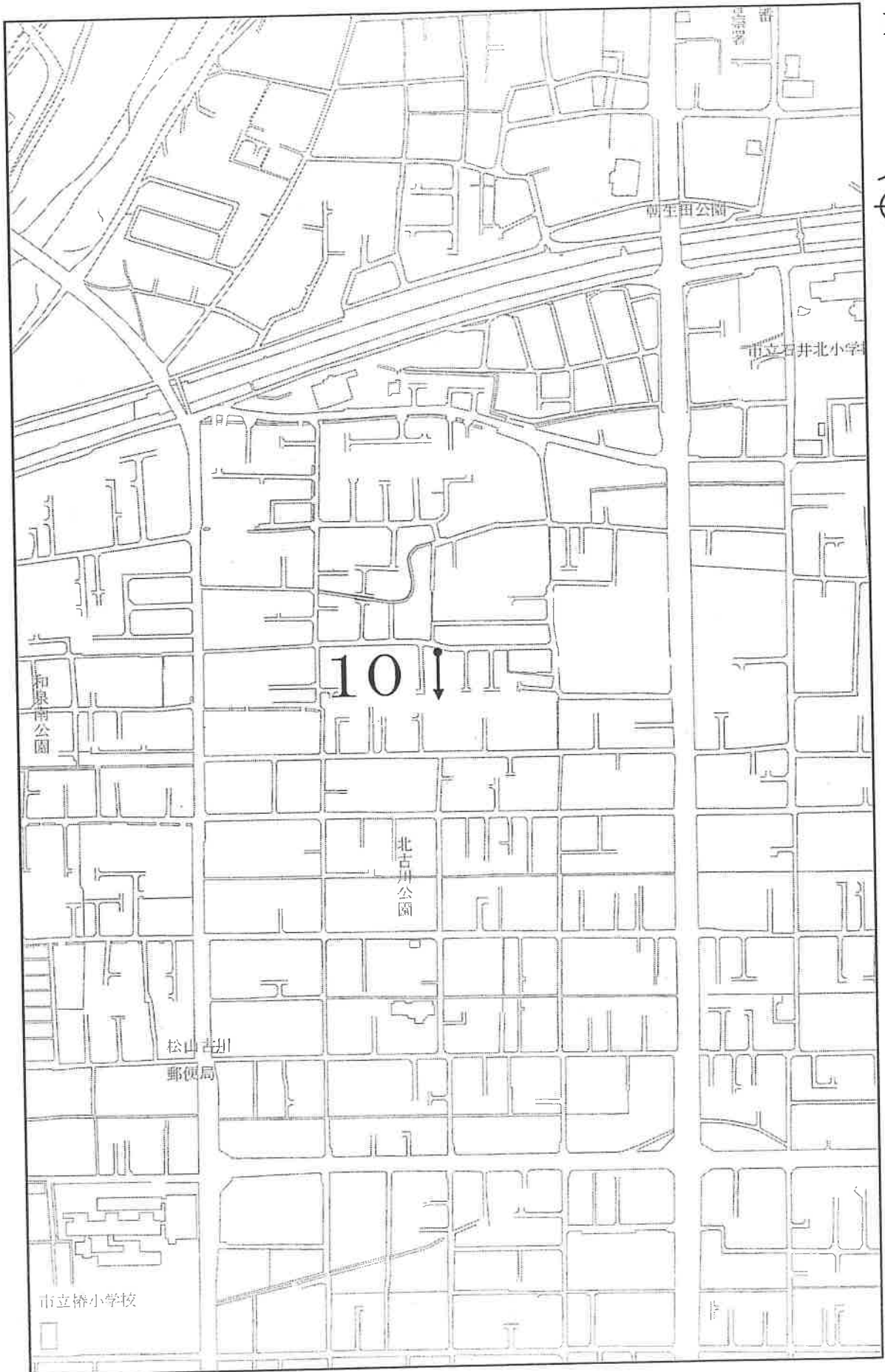




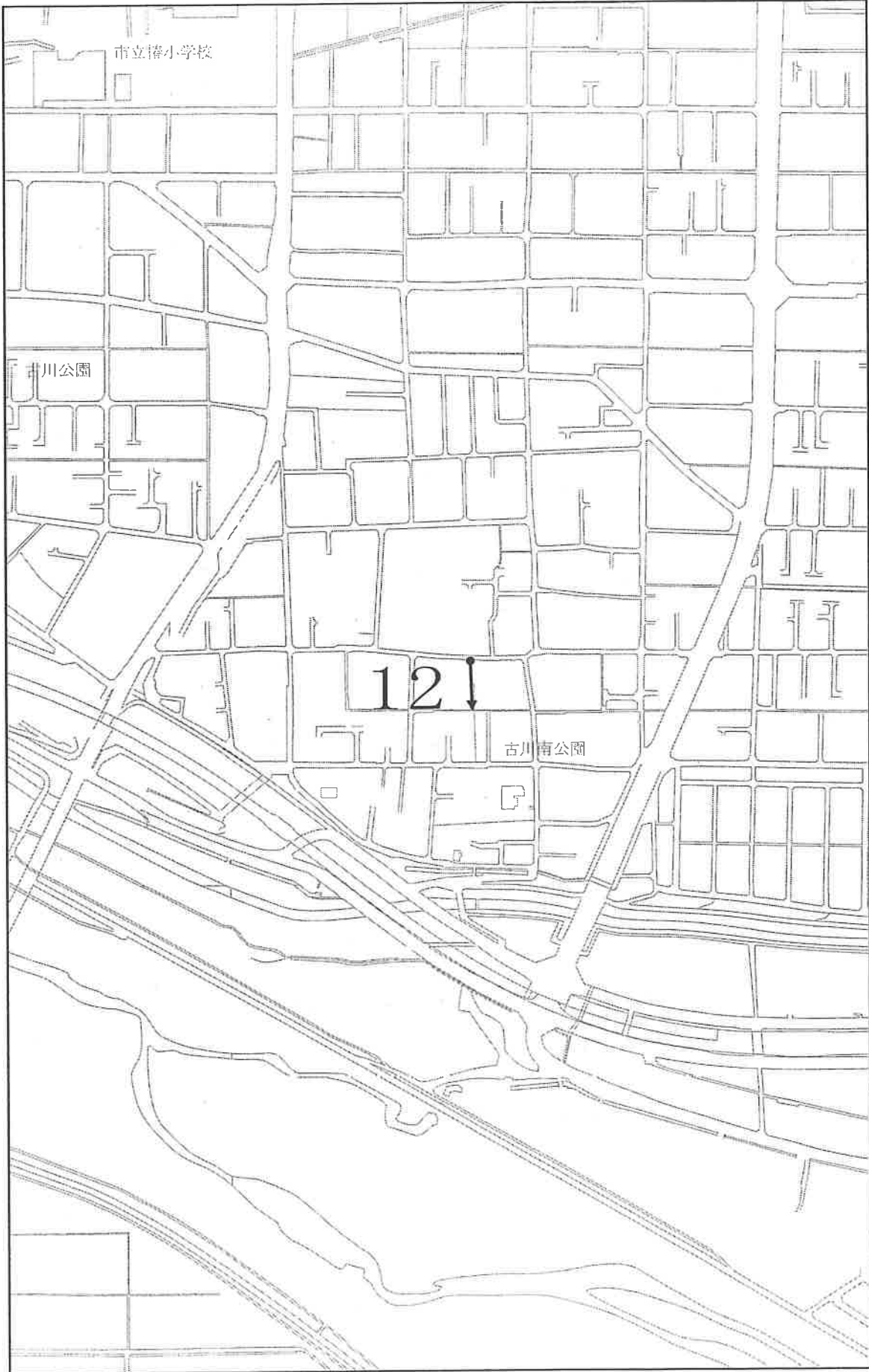










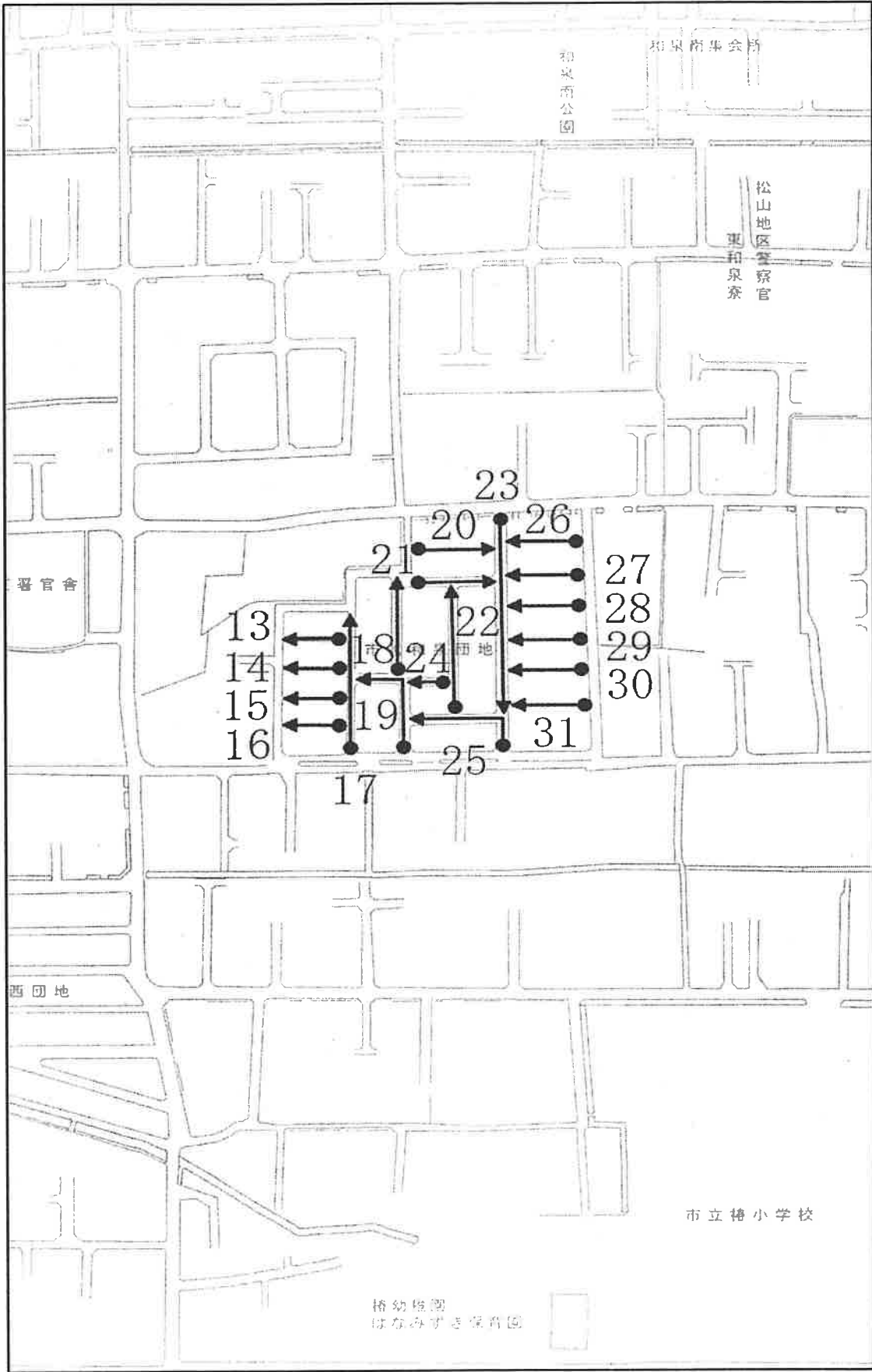


121 ↓

市立椿小学校

古川公園

古川南公園



図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 雄郡 2 1 0 号線	松山市針田町 145番18地先	松山市針田町 145番12地先	5.3 ～ 9.8	65.2
2	市 道 清水 1 6 5 号線	松山市姫原三丁目 甲456番1地先	松山市姫原三丁目 甲456番6地先	4.3 ～ 8.7	51.4
3	市 道 桑原 2 9 2 号線	松山市東野四丁目 甲369番2地先	松山市東野四丁目 甲376番11地先	6.3 ～ 12.8	111.7
4	市 道 桑原 2 9 3 号線	松山市東野四丁目 甲369番10地先	松山市東野四丁目 甲369番11地先	4.3 ～ 8.8	20.4
5	市 道 垣生 2 1 1 号線	松山市東垣生町 40番13地先	松山市東垣生町 40番1地先	4.3 ～ 10.6	109.6
6	市 道 久米 2 6 1 号線	松山市福音寺町 402番1地先	松山市福音寺町 397番6地先	4.3 ～ 8.1	68.1
7	市 道 久米 2 6 2 号線	松山市福音寺町 710番7地先	松山市福音寺町 710番13地先	4.3 ～ 8.7	18.6
8	市 道 久米 2 6 3 号線	松山市来住町 228番8地先	松山市来住町 224番2地先	5.3 ～ 9.7	79.8
9	市 道 石井 5 4 9 号線	松山市越智三丁目 215番1地先	松山市越智三丁目 215番11地先	4.3 ～ 8.8	48.5
10	市 道 石井 5 5 0 号線	松山市和泉南二丁目 106番1地先	松山市和泉南二丁目 106番5地先	4.3 ～ 8.7	42.6
11	市 道 垣生 2 1 2 号線	松山市東垣生町 253番4地先	松山市東垣生町 253番4地先	6.0 ～ 8.3	43.4
12	市 道 石井 5 5 1 号線	松山市古川南三丁目 767番1地先	松山市古川南三丁目 768番1地先	4.3 ～ 8.8	35.8

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
13	市 道 石井 1 2 7 号線	松山市和泉南五丁目 282番地先	松山市和泉南五丁目 282番地先	2.1 ～ 4.8	25.9
14	市 道 石井 1 2 8 号線	松山市和泉南五丁目 282番地先	松山市和泉南五丁目 282番地先	2.1 ～ 4.8	25.9

図面 番号	路線名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
15	市 道 石井129号線	松山市和泉南五丁目 282番地先	松山市和泉南五丁目 282番地先	2.0 ～ 5.0	25.8
16	市 道 石井130号線	松山市和泉南五丁目 282番地先	松山市和泉南五丁目 282番地先	2.0 ～ 5.6	25.8
17	市 道 石井131号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 6.4	62.6
18	市 道 石井132号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 8.4	43.9
19	市 道 石井133号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	3.9 ～ 5.6	54.2
20	市 道 石井134号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	3.0 ～ 5.0	33.4
21	市 道 石井135号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 5.8	35.7
22	市 道 石井136号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 6.0	56.9
23	市 道 石井137号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 6.2	89.1
24	市 道 石井138号線	松山市和泉南五丁目 269番1地先	松山市和泉南五丁目 269番1地先	4.0 ～ 6.0	16.8
25	市 道 石井139号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	5.0 ～ 6.6	51.4
26	市 道 石井140号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	3.0 ～ 4.6	33.1
27	市 道 石井141号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	3.0 ～ 4.6	33.1
28	市 道 石井142号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	3.0 ～ 4.6	33.1
29	市 道 石井143号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	3.0 ～ 4.6	33.5
30	市 道 石井144号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	4.0 ～ 5.6	33.1

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
31	市 道 石井145号線	松山市和泉南五丁目 264番1地先	松山市和泉南五丁目 264番1地先	3.0 ～ 4.6	33.3

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水）・浅海原地区）の施行について

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水）・浅海原地区）を、次の計画概要書に基づき令和5年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水）・浅海原地区）計画概要書

1. 目的

本地区において、県が先行して5.7haの樹園地を対象に急傾斜農地を緩傾斜に造成する県営農地中間管理機構関連農地整備事業（浅海原地区）を実施しており、これとあわせて、本事業により末端排水路の整備及び制御盤の更新を実施することで、担い手への農用地利用集積による経営規模拡大を促進し、収益性の向上と農業経営の近代化、安定化を図ることを目的とする。

2. 地区の概要

（1）地区

浅海原地区

（2）所在地

松山市浅海原（別紙位置図のとおり）

（3）地域

本地区は、松山市北端の瀬戸内海に面した田園地域にあり、南には恵良山、腰折山などの山々が控えている。

（4）現況

受益面積 5.7ha

主要生産物 柑橘類

3. 基本計画

排水路は開水路又は暗渠管、制御盤は現況施設の更新で計画する。

また、本地区は環境配慮区域に該当し、土工事に伴う下流水路への土砂流出、水質汚

濁の懸念があるため、仮設等に十分配慮し、周辺環境への影響軽減を図る。

(1) 事業概要

水路工 L = 67 m
制御盤更新 N = 2箇所

(2) 事業費の概算

ア 内 訳 (単位：千円)

項 目	金 額
工 事 費	20,000
用地費及び補償費	—
合 計	20,000

イ 負担区分 (単位：千円)

項 目	金 額
県 費	8,000
市 費	12,000
地 元	—
合 計	20,000

本事業は、県営農地中間管理機構関連農地整備事業（浅海原地区）の付帯事業として実施するものである。県営農地中間管理機構関連農地整備事業（浅海原地区）は地元負担を伴わない事業であることから、本事業についても同様に、地元負担金を伴わないこととする。

4. 効果

本事業と県営農地中間管理機構関連農地整備事業（浅海原地区）をあわせて実施することにより、計画的な水管理が図られ、地区の緩傾斜化により施設栽培等の導入による増収や高収益作物の作付面積増加による作物生産効果、ほ場区域内の農道整備による品質向上効果、維持管理費節減効果、耕作放棄防止効果や国産農産物安定供給効果など、事業投資に見合う効果が発生するものと見込まれる。

5. 施行方法

直 営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法(抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（かんがい排水））
位置図

あさなみはら

浅海原地区（松山市）

縮尺 1 : 10,000

国道196号

県内位置図



浅海原地区

北条育成園

腰折山

エヒメアヤノ自生南限地帯

恵良山

302.1

凡例	
事業箇所（水路）	—
事業箇所（制御盤）	○
樹園地造成（他地区）	┌─┐

下難波

中通

上難波